

## 寄附金の税制優遇措置について(個人の場合)

### 1 所得税

寄附金控除を受けるためには、所轄税務署での確定申告が必要です。

控除額の計算は、【所得控除】のみ選択が可能です。

#### ※注意

**当財団に対する個人からの寄附金のうち、2023年5月1日以降に受け入れるものについては、【税額控除】方式を選択することができなくなりました**

#### 【所得控除】方式

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として所得から控除されます。

$$\frac{(\text{寄附金合計額*} - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率**}}{\text{控除限度額}} = \text{控除額}$$

< 控除限度額 >

\*年間所得の 40%

\*\*所得税率は年間の所得金額によって異なります

### 2 住民税

一部の都道府県・市区町村では、条例の指定により、公益財団法人に寄附をした個人は、確定申告によって、個人住民税の控除が受けられます。寄附金のうち 2 千円を差し引いた額について、都道府県指定の場合は 4%が、市区町村指定の場合は 6%が、税額から控除されます。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の 30%です。条例の指定状況については、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

個人住民税の寄附金控除申告は、確定申告の際に、所得税の寄附金控除と合せて行えます。確定申告書の「住民税に関する事項」の欄に金額をご記入いただき、TJF が発行した領収書を添付してご申告ください。

### 3 相続税

相続により受け継いだ財産の一部もしくは全額の寄付については、相続税が課税されません。相続税の申告期限は、故人がお亡くなりになった翌日から 10 ヶ月以内です。その期限内にご寄付いただき、相続税申告書提出の際に、TJF が発行した領収書を添付してご申告ください。

以上